

Digital Innovation City協議会 連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、Digital Innovation City協議会会則第13条に基づき設置する連絡会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡会の設置)

第2条 Digital Innovation City協議会（以下「協議会」という。）やプロジェクトチーム及び検討会の内容共有や意見聴取をするため、連絡会を組織する。

(組織)

第3条 連絡会は、Digital Innovation City協議会事務局（以下「事務局」という。）が依頼した者とする。

(会議)

第4条 連絡会の会議は、事務局が招集する。

2 会議は原則非公開とする。ただし、資料等を公開する場合は、協議会へ報告したものを公開する。

(連絡会事務局)

第5条 連絡会の庶務は、事務局が処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。